

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について

令和8年4月1日から令和11年3月31日までに取得した再生可能エネルギー発電設備のうち、下記の要件を満たすものについては固定資産税（償却資産）を軽減する特例措置が適用されます。

1. 対象資産

種類	特例率	適用要件
太陽光発電	最初の3年間 1/2	下記(3)の要件を満たす特定再生可能エネルギー発電設備
風力発電	最初の3年間 2/3	下記(4)の要件を満たす特定再生可能エネルギー発電設備
水力発電	最初の3年間 1/2	5,000kW未満の認定発電設備
	最初の3年間 3/4	5,000kW以上の認定発電設備
地熱発電	最初の3年間 2/3	1,000kW未満の認定発電設備
	最初の3年間 1/2	1,000kW以上の認定発電設備
バイオマス発電	最初の3年間 1/2	10,000kW未満の認定発電設備

(1) 特定再生可能エネルギー発電設備の定義

→再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第6号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備。

(2) 認定発電設備の定義

→再生可能エネルギー電気特措法第9条の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備。

(3) 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備の適用要件

→下記の(a)又は(b)のうち、次世代型太陽光電池（ペロブスカイト太陽電池）の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直行変換装置又は系統連携用保護装置。

- (a) 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）

(b) 特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）

(4) 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備の適用要件

→下記のいずれかの要件を満たして設置等を行った認定発電設備。

- ① 港湾区域内水域等において、港湾法の規定に基づき占用許可を受けた者が設置した設備であること。（**高山市は対象外**）

② 地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づいて策定した認定地域脱炭素化促進事業計画において整備された設備であること。

③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の規定に基づいて策定した認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備であること。

2. 提出書類

共通	☐ 償却資産にかかる課税標準の特例適用届出書 ☐ 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定について」の写し（太陽光発電設備は除く） ☐ 電力会社との受給契約の成立を示す、連系開始日が記載された「特定契約書」などの写し
太陽光発電設備	☐ (3)の要件を満たした設備であることを証する書類
風力発電設備	☐ (4)の要件を満たした設備であることを証する書類